

地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられる
 社会保障４経費その他社会保障施策に要する経費

消費税率が引き上げられたことに伴う、地方消費税交付金の増収分については、その用途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

令和５年度一般会計予算における地方消費税交付金（社会保障財源化分）の充当状況は、次のとおりです。

（歳入）地方消費税交付金（社会保障財源化分） 73,080 千円

（歳出）社会保障４経費その他社会保障施策に要する経費 1,001,788 千円

【社会保障４経費その他社会保障施策に要する経費】 (単位：千円)

事業名等	経費	財源内訳					
		特定財源			一般財源		
		国 県 支出金	地方債	その他	引上げ分の地方消費税 (社会保障財源化分 の市町村交付金)	その他	
社会福祉	高齢者福祉事業	16,152	399	0	0	1,892	13,861
	児童福祉事業	222,546	149,147	0	1,931	8,583	62,885
	障害者福祉事業	180,276	133,197	0	0	5,654	41,425
	その他	163,703	32,585	16,400	1,162	13,637	99,919
	小計	582,677	315,328	16,400	3,093	29,766	218,090
社会保険	介護保険事業	150,207	10,500	0	0	16,777	122,930
	後期高齢者医療事業	122,823	20,486	0	636	12,213	89,488
	国民健康保険事業	43,212	21,924	0	0	2,556	18,732
	小計	316,242	52,910	0	636	31,546	231,150
保健衛生	健康増進事業	15,808	400	0	2,788	1,516	11,104
	母子保健事業	8,332	737	0	105	899	6,591
	予防対策事業	32,264	504	0	1	3,814	27,945
	その他	46,465	0	0	341	5,539	40,585
	小計	102,869	1,641	0	3,235	11,768	86,225
合計	1,001,788	369,879	16,400	6,964	73,080	535,465	

※地方消費税交付金の社会保障財源化分の充当額は、各事業に要する一般財源の比率で按分しています。